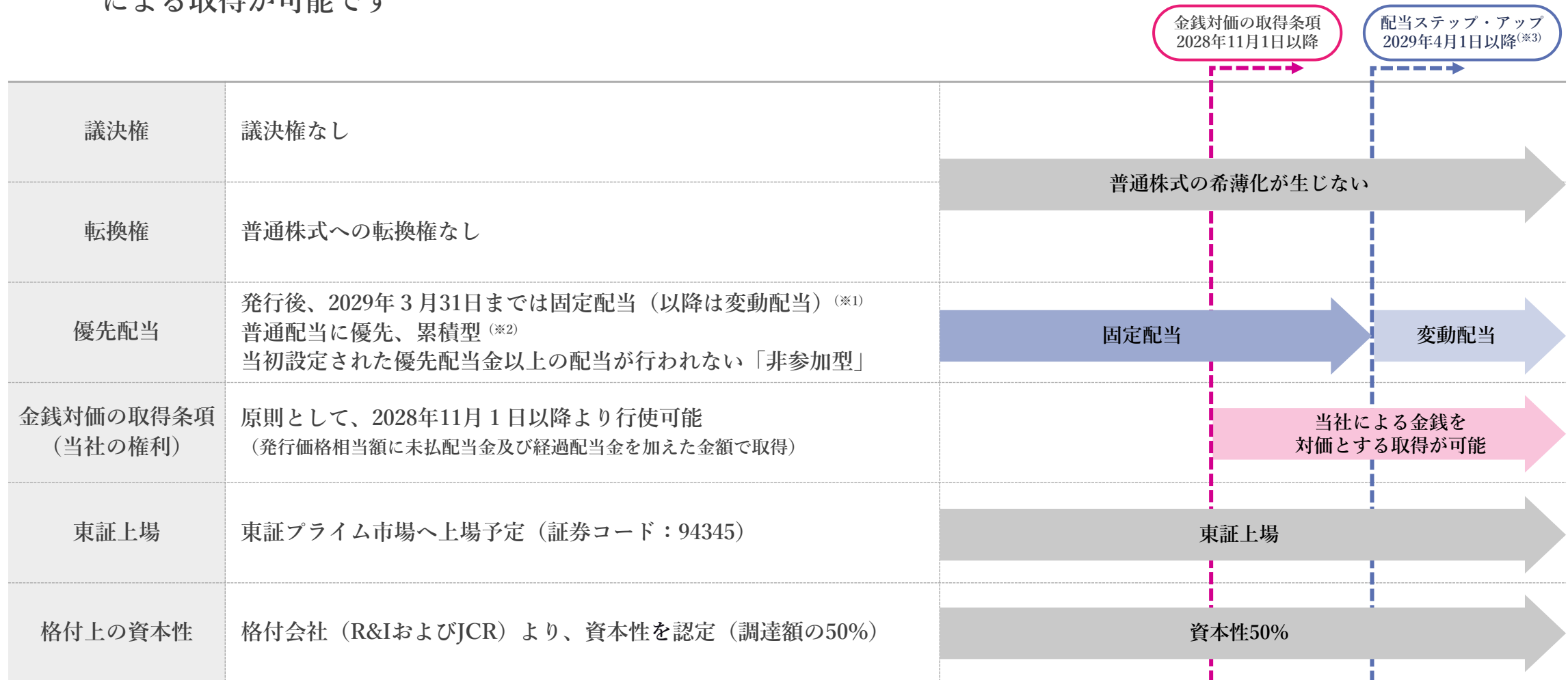

第1回社債型種類株式に関するご説明資料

ソフトバンク株式会社
2023年9月25日

第1回社債型種類株式の特徴

- 議決権がなく、普通株式への転換権がない、いわゆる「社債型」種類株式
- 会計上は調達額の全額、格付上は50%が資本となる商品性であり、原則として、2028年11月1日以降に当社による取得が可能です



※1 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。

※2 第1回社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」です。

※3 2029年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

- 希薄化や財務指標の観点から、普通株式による増資に比べて普通株主に配慮した資本調達手法です

1	普通株式の希薄化	議決権	議決権なし	▶ 既存株主の議決権を希薄化しない商品性
		転換権	普通株式への転換権なし	
2	普通株式に係る財務指標	ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{自己資本 (普通株式)}}$	▶ 分子：優先配当分のみ減少 分母：影響なし
		EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{発行済株式数 (普通株式)}}$	
3	資本性	会計上	調達額の全額が資本	▶ 自己資本の拡充
		格付上	調達額の50%について資本性を認定	

この文書は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。